

夢洲第2期区域マスタープランの策定に向けた民間提案募集 募集要項 新旧対照表

赤字 は修正箇所

| 頁 | 該当箇所 | 修正前 | 修正後 |
|---------------------------|------|---|---|
| 14 | Ⅲ-3 | — | ※(4) 留意事項の末尾に以下の事項を追記 ・参加資格審査申請書類の受付期間中に、提出された資料において、応募グループの構成員の変更や資料の修正等が生じた場合、別添資料「参加資格審査(変更)申請書」及び必要書類を提出し、変更手続きを行ってください。 |
| 修正前 15 修正後 15~16 | Ⅲ-8 | (2) 結果等の公表 優秀提案(最優秀提案を含む。)の決定結果等については、優秀提案者(最優秀提案者を含む。)から提出された様式E「提案書⑤(公表用)」及び優秀提案者の名称(応募グループの場合は、応募グループ構成員の名称)をホームページで公表する予定です。 このため、提案者は、公表可能な内容で様式E「提案書⑤(公表用)」を作成し提出してください。 なお、府市は様式E「提案書⑤(公表用)」に記載された内容が不十分又は不適切と認められる場合は、提案者に対し、内容の追加又は修正を求めることがあります。 | (2) 結果等の公表 優秀提案(最優秀提案を含む。)の決定結果等については、優秀提案者(最優秀提案者を含む。)から提出された様式E「提案書④(公表用)」及び優秀提案者の名称(応募グループの場合は、応募グループ構成員の名称)をホームページで公表する予定です。 このため、提案者は、公表可能な内容で様式E「提案書④(公表用)」を作成し提出してください。 なお、府市は様式E「提案書④(公表用)」に記載された内容が不十分又は不適切と認められる場合は、提案者に対し、内容の追加又は修正を求めることがあります。 |
| 16 | Ⅲ-10 | (3) 提出物の公開 提出物について、大阪府情報公開条例(平成11年大阪府条例第39号)及び大阪市情報公開条例(令和13年大阪市条例第3号)の規定に基づき公開が必要となる場合、第三者に公開することができるものとします。 | (3) 提出物の公開 提出物について、大阪府情報公開条例(平成11年大阪府条例第39号)及び大阪市情報公開条例(平成13年大阪市条例第3号)の規定に基づき公開が必要となる場合、第三者に公開することができるものとします。 |